

健康・福祉

- ▶ 子育て
- ▶ 医療・検診
- ▶ 国民健康保険
- ▶ 国民年金
- ▶ 後期高齢者医療制度
- ▶ 介護・高齢者福祉
- ▶ 障がい者福祉
- ▶ 生活保護
- ▶ 健康相談

現在の位置：ホーム > 健康・福祉 > 子育て > 十和田市特定不妊治療費助成事業について

十和田市特定不妊治療費助成事業について

十和田市では、少子化対策の一環として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費の一部を助成します。

※助成は「青森県特定不妊治療費助成事業」の交付決定を受けた方へ、市が上乘せして行います。

対象となる治療

- ▶ 体外受精
- ▶ 顕微授精

対象者

- ▶ 法律上の婚姻をしている夫婦であること
- ▶ 「青森県特定不妊治療費助成事業」の交付決定を受けており、その他の地方公共団体から同様の助成を受けていないこと
- ▶ 夫婦のいずれか一方が、「青森県特定不妊治療費助成事業」の交付決定の日から市への申請日まで継続して十和田市に住所を有していること

助成金額

治療に要した費用から県の助成額を控除した額と、県の助成額に3分の2を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額（上限10万円）

申請期間

県の交付決定を受けた日から、交付決定を受けた日の翌月末日まで

必要書類

希望する方は、次のものをお持ちになり、子ども支援課へお越しください。

- ▶ 不妊治療費助成申請書（こちらから印刷または子ども支援課でお渡しします）
令和2年度十和田市特定不妊治療費助成金申請書 (342KB)
- ▶ 青森県特定不妊治療費助成事業費補助金交付決定・確定通知書の写し
- ▶ 債権者登録申請書（子ども支援課でお渡しします）
- ▶ 口座の確認ができるものの写し（通帳等）
- ▶ 印鑑（スタンプ印不可）

その他

青森県特定不妊治療費助成事業につきましては下記をご覧ください。

- ▶ 「青森県特定不妊治療費助成事業のご案内」
<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/funinchiryo.html>

初回申請における助成事例

事例1

新鮮胚移植を実施した場合



治療期間：約40日
治療費：402,460円
県の助成費：300,000円
市の助成費：100,000円
実質自己負担額：2,460円

事例2

凍結胚移植を実施した場合
治療期間：約170日
治療費：422,930円
県の助成費：300,000円
市の助成費：100,000円
実質自己負担額：22,930円

事例3

体調不良等により移植の目的が立たず治療終了
治療期間：約20日
治療費：359,180円
県の助成費：300,000円
市の助成費：59,180円
実質自己負担額：0円

この記事への
お問い合わせ

こども給付係
電話：0176-51-6716 ファクス：0176-23-5114
メール：kodomo@city.towada.lg.jp



十和田市役所（法人番号2000020022063）
〒034-8615 十和田市西十二番町6-1
電話番号：0176(23)5111（代表）



先頭へ



ホーム